

LDP? Wajima itself? or Anyone else? (1)－Wajima, a pandemonium district (4)－

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: OTOMO, Nobuhide メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066988

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



自民党の問題なのか？輪島が問題なのか？ それとも原因はほかにあるのか？(1)

－輪島で今何が起きているのか？(4)－

LDP? Wajima itself? or Anyone else? (1)

－ Wajima, a pandemonium district (4) －

大友信秀

1. 本稿の目的

本稿は、「輪島で今何が起きているか？」という共通サブタイトルの下に、地方にはびこる法的無知の害を明白にし、このような害から地方を救うことを目的とするものである。

これまでに、「輪島朝市」という地域団体商標の出願をめぐる輪島市や輪島商工会議所の不可思議な行動を明らかにする論文¹、筆者を名誉棄損する文書を作成・配布した者への損害賠償請求訴訟において、輪島市朝市組合員である被告（輪島市在住）が事実を客観的に記録した録音に明らかに反する内容を事実と称する陳述書を裁判所に提出した事件に関する論文²を公表した。

本稿では、輪島市議会の議長を経験したこともある現職の市議会議員が、筆者を脅迫した事実を認める発言を議会で行ったという事実と、このような発言に対して、議会内で問題とされずに（したがって当人はなんらの処分も受けないままであり）、そのまま議事録に本人が脅迫をしたとする事実が記録され続けている事実を通じて、地方議会では、違法行為に対する認識が一般社会のものとは大きく異なるという問題を論ずる。

1 大友信秀「地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(1)－輪島で今何が起きているか？(1)－」金沢法学 64 卷 2 号 55-74 頁 (2022 年 3 月)。

2 裸の裁判官は陳述書をまとう(1)－輪島で今何が起きているか？(2)－」金沢法学 64 卷 2 号 75-126 頁 (2022 年 3 月)。

そして、このような違法行為が放置され続ける地方社会がどのような力に支配され、不法がまかり通っているのかについて認識を広げ、地域外からの力も借りながら、これを何とか解消できないかという問題提起をするものである。

2. 事件の概要

(1) 筆者が輪島市を中心とする能登半島及び石川県内各地域の地域振興に取り組んできたこと

前掲注1の各論文でも示した通り、筆者は、平成16年4月1日に金沢大学に助教授として採用されて以降、能登半島における地域主体支援活動を継続してきた。

このことは、簡単にまとめると以下ようになる。

「平成18年4月1日に導入された地域団体商標制度への対応指導のため、石川県内の農業従事者と活動を開始し、地域と連携した活動は、平成19年度から続き、「大学コンソーシアム石川地域課題研究ゼミナール」での5年連続受賞（うち最優秀賞4回）、平成20年12月8日「立ち上がる農産漁村—新たな力—」（食料・農業・農村政策推進本部（本部長：内閣総理大臣麻生太郎）「立ち上がる有識者会議」）に選定されたり、平成27年度文部科学白書でゼミナールの活動が紹介される等、外部から高い評価を受けてきた。

これらの活動で培った地域主体へのアドバイス能力により、農業従事者や中小企業への指導依頼を受けることとなり、現在では、石川県「企業ドック」指定コンサルタント、北陸農政局六次産業化・地産地消法事業計画評価委員会委員、総務省地域人材ネット民間専門家、観光庁「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援に関する専門家派遣事業」専門家、農業経営者総合サポート事業登録専門家（公益財団法人いしかわ農業総合支援機構）、農山漁村振興交付金事業農泊推進対策（広域ネットワーク推進事業）「農泊地域専門家派遣・指導」専門家（農林水産省）等のコンサルタントとしての公的専門業務を任されている。

自民党の問題なのか？輪島が問題なのか？それとも原因はほかにあるのか？(1)

このような経験を買われ、輪島市朝市組合（任意団体であり、組合員数 243 名、賛助会員 3 名）の販売戦略・ブランディング・地域団体商標の取得及び活用策の提案のため、組合理事会及び組合長より、同組合顧問就任を依頼され、平成 28 年より令和 2 年 3 月まで同職を務めた。

また、平成 27 年度から 29 年度まで、輪島市三井町にある茅葺庵（古民家とトイレの複合施設）の指定管理者であった、のと農工商事業組合の顧問として、同施設の管理・運営に関わった。³

(2) 輪島市議会議員 A に脅迫されるに至った経緯

輪島市議会議員である A⁴ は、筆者が上記輪島市朝市組合の理事らと懇親会を開催した場に居合わせ、理事の一人により紹介された際、初対面でありながら、突然、筆者に対して、上記「茅葺庵」の運営管理がずさんだとの言いがかかりをつけ、挨拶をしようとする筆者に対して激高し大声で罵倒しだした。このため、筆者は、初対面の人間に、そのようなことを言われる理由が理解できないこと、及び激高し筆者を罵倒し続けるのであれば、法的対応をせざるを得なくなることを伝えた。

これに対して、A は、「それなら訴えるなら訴える。こっちは街宣車を出す」と筆者を脅迫した⁵。

(3) 輪島市議会における A による自身の脅迫行為の告白

上記脅迫は、平成 30 年 1 月 23 日に行われたものであったが、その 2 年後である令和 2 年 2 月 3 日に開催された輪島市議会の全員協議会において、A は、

- 3 A に対する筆者に対する脅迫を理由とする損害賠償請求事件である令和 3 年（ワ）第 433 号の原告訴状 1-2 頁。
- 4 本稿は、特定人の特定行動を凶弾しようとするものではなく、違法行為者とそれを放置する地方社会の構造分析を通して、このような問題の解決を目指そうとするものであるため、匿名で論ずる。
- 5 同発言が括弧で特定されているのは、後述のように、A 自身がこの事実を輪島市議会において明言し、その内容が A の発言として議事録に記載されているためである。

輪島市朝市組合に関する議論がなされた際、筆者が輪島市朝市組合の顧問であることを知っていたことから、筆者に関して以下のように言及した。

「ならば、もうちょっと踏み込んで言うわ、朝市組合の顧問をしている金沢大学の大友教授。先般からのいろいろなマスコミ報道に対して、輪島市経済団体協議会会長名による申出書を令和2年1月17日付に関する見解とかについてこういう文書があるんですけども、ここに市長の商工会議所の新年会における発言とか、そういうものが載っているんですけども、まあ、この大学の教授、私も1回面識があって、朝市組合の総務委員長と称する人と一緒に現れて私もトラブって「訴える」って言われて「それなら訴えるなら訴える。こっちは街宣車を出す」ってのがあって、ま、余談ですけども、そういうこともあったんですけども、これらの文書を市長、中身を知っています。市長のことも書いてありますけれども、産業部長かだ（原文のママ）誰か知っているのならば。⁶」

上記のように、Aは、筆者とのトラブルがあった際に、筆者に対して「街宣車を出す」と発言したことを認めている。「街宣車」というものは、「《「街頭宣伝車」の略》宣伝活動をしながら街頭を走る自動車。また特に、スピーカーを積んで大音量で軍歌などを流しながら走る、右翼団体の宣伝車。」というように説明される⁷。街宣車には、これを選挙活動に使用する場合には、ほかに「選挙カー」という呼び方もあり、議員であれば選挙カーを有していることは容易に察しがつく。しかしながら、Aは、明らかに選挙活動と関係しない用途に使用することを宣言し、また、あえて「選挙カー」という語ではなく、「街宣車」という語を使用したのである。このようなAの発言は、これまでに議員が右翼等とのつながりを問題とされたこともあるため⁸、そのような者らに依頼

6 令和2年2月3日輪島市全員協議会議事録10頁。

7 Goo辞書 at <https://dictionary.goo.ne.jp/word/%E8%A1%97%E5%AE%A3%E8%BB%8A/> 参照。

8 「右翼の街宣車 政治家宅前で音量1つ上げると100万円になる」週刊ポストHP（2019年5月13日） at https://www.news-postseven.com/archives/20190513_1366251.html?DETAIL

して街宣車を筆者の自宅に乗り付けるということも想像させられる。Aの発言は、明らかに他者を威圧する表現であり、脅迫行為に該当するが、議事録からは、Aの上記発言の後に、協議会参加者から、Aの発言を問題視するような発言は一切ないことがわかる。

(4) Aの政治力（地域への影響力）について

上述のように、一般社会で他人を脅迫したとの告白があれば、謝罪はしたのか、相手方は許してくれているのか、等の質問、もしくは、そのような行為は犯罪行為にあたるから、そのような行為を行うことに無頓着なようであれば、今後は関わることができないというような意見も受けることが想像できる。

これに対して、上記輪島市議会全員協議会におけるAの発言は、まったく修正されることなく議事録に記録され続けた。

このことから分かるのは、輪島市議会が違法行為に関する認識の低い者らで構成されているということに加え、Aが同議会において、一定の地位を占めており、違法行為を行ったとする発言が放置されるほどの政治力を有しているということである。

実際、Aは、発言当時、議会の副議長であったが、それ以前には議長を務めたこともあった。また、本年（令和4年）3月に行われた石川県知事選挙の際には、県内の国会議員のほとんどが、当選した馳浩前衆議院議員を支持することを表明する中、支援候補を決めていなかった能登半島を対象とする石川3区選出の西田昭二衆議院議員（自民党）に対して、自民党輪島支部幹事長であったAらが支持する山田修二候補（前参議院議員）を支援するよう、要請書を市議会を手渡している⁹。

その後、西田氏は、石川県選出の国会議員としてただ一人、山田候補支援を表明し、石川3区を地盤とし、立憲民主党比例代表候補として衆議院議員に選

参照。

9 北國新聞令和4年1月13日3面。

出された近藤和也氏とともに山田候補を支援するという選択をした。

なお、山田候補は、馳現知事が令和3年7月には県知事選に立候補を表明していたにもかかわらず、県知事選に対する自身の立場を全く示さず、当時の石川県知事であった谷本正憲氏が次の選挙に出馬しないことを明言した後の令和3年12月3日に、突然、知事選出馬の意思を表明した。その後、自民党石川県連が馳氏と山田氏の両名を支持することを決定した後、山田氏は、令和4年1月22日には立憲民主党石川県連の推薦を取り付け、同年2月1日には立憲民主党を支援する連合石川の推薦¹⁰をそれぞれ取り付けた。

山田氏も馳氏もともに国会議員時代には安部派に属していたことから、一部には、安部派の求心力が低下したために、分裂選挙になったとする見方を示すものもあったが¹¹、実際には、山田氏が谷本前知事の支持者である非自民系の支援を頼み、周到に準備していたというのが実態であり、これにより、輪島市を中心とする能登半島の一部自民党支部が、これらの者と利害関係をともにしていたことが明らかになった。

以上のような石川県知事選挙の構図を見れば、能登半島の自民党票は極めて重要な位置づけにあったことがわかる。そして、その能登半島の自民党が山田候補を支援するよう、地元選出の国会議員の決断を求め、輪島市議会で要請書を手渡すという重要な役割を果たしたのが、Aであった。

(5) A に対する訴訟提起とこれを報じた北國新聞記事が事実を加工していた問題

以上のようなAの行動から、Aに対して、輪島市議会や県内の自民党というようなAが所属する団体による、一般社会の常識に基づく指導等を期待することが期待できないことが判明したため、筆者は、自身の権利を守るために、Aに対して民事訴訟を提起することを決意した。

筆者は、令和3年12月7日に、Aに対して、脅迫に基づく慰謝料を求め金

10 https://rengo-ishikawa.jp/rng/wp-content/uploads/default/news_333.pdf.

11 <https://news.yahoo.co.jp/articles/a216f12d2d2e5591f74592b277ce52616163efad>.

沢地裁に訴え提起した¹²。

その後、同訴訟は、現職議員が議会で脅迫の事実を自ら述べたということで全国的な関心を呼び、共同通信の記事を使って多くの新聞社が報道した¹³。しかしながら、石川県で購読されている北國新聞社の記事では、Aが議会で脅迫行為を自白した事実は削除されており、注意して見なければ、単なる飲み屋での言い争いで大学教授が訴えを提起したかのような内容で報道された。共同通信社の元記事との比較のため、おそらくより元記事に近いと思われる北陸中日新聞の記事と比較する。

①北陸中日新聞令和3年12月12日26面

「輪島市副議長を金大教授が提訴「街宣車出す、と脅迫」

石川県輪島市議会のA＝自民＝から、施設運営を巡り口論となった際「おまえの家に街宣車を出す」と脅迫され、渡した名刺を投げ捨てられ精神的苦痛を受けたとして、大友信秀・金沢大教授がA氏を相手取り、百万円の損害賠償を求め金沢地裁に提訴したことが分かった。七月付。

取材に応じたA氏は発言を否定している。

訴えによると、大友氏は、二〇一八年一月二十三日夜、輪島市の飲食店で、A氏が店内にいると知り、自身が顧問を務める団体が管理する施設の運営について意見を聞こうと初対面のあいさつをした。

その際、A氏は「(運営が)めっちゃくちゃだと聞いている。運営していたのはおまえだったか。」と大声で発言。大友氏が根拠のない発言を続ければ法的手段に出ると言い返すと、A氏は「訴えるなら訴えろ。それなら俺はおまえの家に街宣車を出す」と発言し、大友氏が渡した名刺を投げ捨てたとしている。

二十年二月には、輪島市長や市議が参加する会議で、A氏が「街宣車発言」

12 令和3年(ワ)433号。

13 現在でも閲覧可能なものとして、<https://news.yahoo.co.jp/articles/b99f6af9f81df64551e42d1691e92c94a0189256>。

を記憶しているとの趣旨の話をしたと主張している。

大友氏は「発言から二年が過ぎても街宣車を出す意思がある可能性が高く、恐怖にかられている」と訴えている。

A氏は取材に「街宣車発言」について「本人がそう思うのは勝手だが、記憶にもない」と否定。訴訟に関し「対応はまだ考えられない」と述べた。

②北國新聞令和3年12月12日31面

「金大教授が輪島市議提訴「街宣車出すと脅迫」

石川県輪島市議会のA＝自民＝から、施設運営を巡り口論となった際「おまえの家に街宣車を出す」と脅迫され、渡した名刺を投げ捨てられ精神的苦痛を受けたとして、大友信秀・金沢大教授がA氏を相手取り、百万円の損害賠償を求め金沢地裁に提訴したことが分かった。七月付。

取材に応じたA氏は発言を否定している。

訴えによると、大友氏は、二〇一八年一月二十三日夜、輪島市の飲食店で、A氏が店内にいると知り、自身が顧問を務める団体が管理する施設の運営について意見を聞こうと初対面のあいさつをした。

その際、A氏は「(運営が)めちゃくちゃだと聞いている。運営していたのはおまえだったか。」と大声で発言。大友氏が根拠のない発言を続ければ法的手段に出ると言い返すと、A氏は「訴えるなら訴えろ。それなら俺はおまえの家に街宣車を出す」と発言し、大友氏が渡した名刺を投げ捨てたとしている。

大友氏は「発言から二年が過ぎても街宣車を出す意思がある可能性が高く、恐怖にかられている」と訴えている。

A氏は取材に「街宣車発言」について「本人がそう思うのは勝手だが、記憶にもない」と否定。粗相に関し「対応はまだ考えられない」と述べた。

上記①と②で異なるのは、北陸中日新聞にある「二十年二月には、輪島市長や市議が参加する会議で、A氏が「街宣車発言」を記憶しているとの趣旨の話

をしたと主張している。」との段落が北國新聞にはない点である。

この部分がないため、北國新聞の記事では、A が議会で脅迫の事実を自白したという事実がまったくなくなっており、また、そのために、直後の「大友氏は「発言から二年が過ぎても街宣車を出す意思がある可能性が高く、恐怖にかられている」と訴えている。」との部分の二年が何を意味するのか、記事からはまったく理解できないという状態になっている。

このような記事の加工により、北國新聞は、A 氏が市議会で脅迫行為を自白したとの事実を報道から消し去ることに成功し、併せて、意味不明の記事とすることで、読者の関心を最小限のものとするにも成功した。なお、北陸中日新聞は、北國新聞のような記事の加工を行わなかったため、北陸中日新聞の読者は、正確な情報を受け取ることができたと思われるが、石川県内での購読者数は、北陸中日新聞が 82,559（世帯普及率 16.98）であるのに対して¹⁴、北國新聞はその 3 倍を超える 297,857（世帯普及率 61.26）であり¹⁵、北國新聞の上記行為の影響は極めて大きいと考えられる。

(6) A の訴訟における主張

筆者が提起した訴えにおける A の主張は、おおよそ以下のようにまとめることができる。

①平成 30 年 1 月 23 日の脅迫行為は訴え提起の時点ですでに 3 年以上経過しているため、時効にかかり、これを援用する（旧民法 724 条）。

② A が脅迫を行った当時は、A 自身が飲酒を始めて数十分が経っていたことから、発言の正確な表現については、記憶していない。

③ A が筆者と口論となった際に、最初に「訴えるぞ」と脅迫的言辞を用いたのは原告である筆者であった。

14 読売新聞 HP2020 年上位 3 紙朝刊販売部数・世帯普及率 (<https://adv.yomiuri.co.jp/download/PDF/mediakit/general/mediadata2020/prefectures.pdf>)。

15 同上。

④「Aは市議会議員であるところ、選挙期間中は街宣車（選挙カー）で自らに対する支援を求めていることがとっさに浮かび、街宣車を用いて茅葺庵の運営管理の在り方を問題とする旨を述べた。」。

⑤輪島市全員協議会は、公開されているものでないため、そこにおける発言が原告である筆者に伝播する可能性はなかった。また、同会議に筆者が参加していなかったため、筆者に向けた発言でもなかった。

以上のように、Aは、筆者に対する対面での脅迫行為は時効にかかるため責任を問われなし、市議会での発言は、公開されている本会議とは異なるとの論理で、脅迫行為には当たらないと主張した。

(未完)